

高齢者施設等における 4回目接種促進に向けた取組について

令和4年6月8日

大阪府健康医療部ワクチン接種推進課

— 説明内容 —

1. 取組の背景

2. 取組の方向性

3. 取組1 府巡回接種チームの創設（接種体制の確保支援）

4. 取組2 接種券の代行手配（迅速な接種に向けた支援）

5. 取組3 接種の進捗管理に係る市町村への支援

6. 取組の全体スケジュール

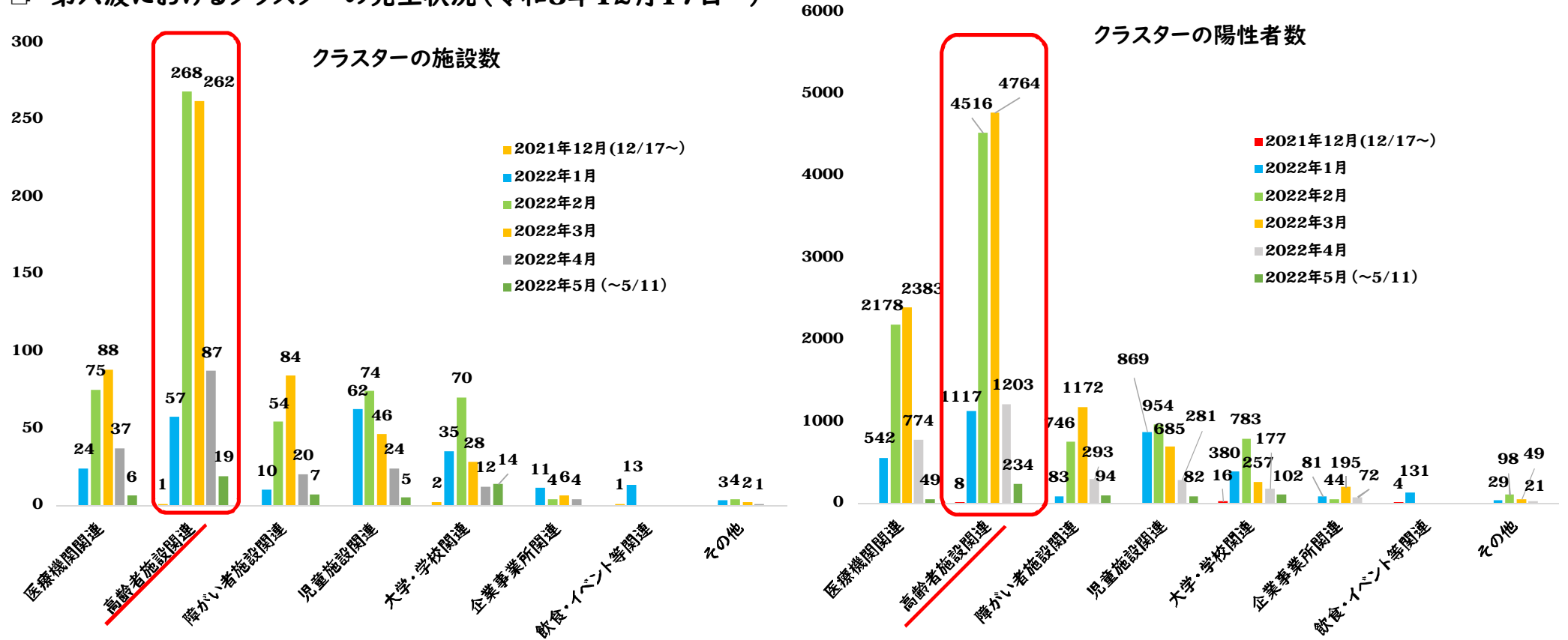
参考：市町村調査結果

取組の背景

- 大阪府では、新型コロナウイルス感染症の第六波（期間：令和3年12月17日～）において新規陽性者数が1万人/日を超える規模の感染が約1か月続き、高齢者施設等においてクラスターが多数発生しました。
- とりわけ高齢者施設等の入所者は、重症化するリスクが高いと考えられることから、施設等における4回目接種体制を早急に構築する必要があります。

第六波におけるクラスターの発生状況（令和3年12月17日～）

（令和4年5月18日開催 第76回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料を加工）



取組の方向性

- ウ 4回目接種を希望される高齢者施設等の入所者が迅速かつ円滑に接種を受けられるよう、市町村とも連携を図りつつ、府として以下の取組を実施します。

取組1 府巡回接種チームの創設（接種体制の確保支援）

- 〇 市町村の接種体制を補完する観点から、接種医療機関の確保が困難な高齢者施設等に対し、府の巡回接種チームによる接種を実施

取組2 接種券の代行手配（迅速な接種に向けた支援）

- 〇 高齢者施設等における迅速な接種に向け、施設の事務負担の軽減を図るとともに、接種医療機関の協力がより得られやすくなるよう、府が設置する「大阪府高齢者施設等接種促進サポートセンター」において、接種券の手配にかかる事務を代行

取組3 接種の進捗管理に係る市町村への支援

- 〇 接種の実施主体である市町村における施設等の接種の進捗管理を支援するため、施設用報告システムを整備
- 〇 「大阪府高齢者施設等接種促進サポートセンター」において、施設によるシステムへの入力を支援するとともに、府から市町村に対し、入力された実績等を定期的に提供する仕組みを構築

<高齢者施設等の範囲>

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き 第2章2(2)ウ 表3」に定める高齢者施設等

※ただし、取組3については介護保険施設、居住系介護サービス、老人福祉法による施設、高齢者住まい法による住宅に限る

取組の方向性

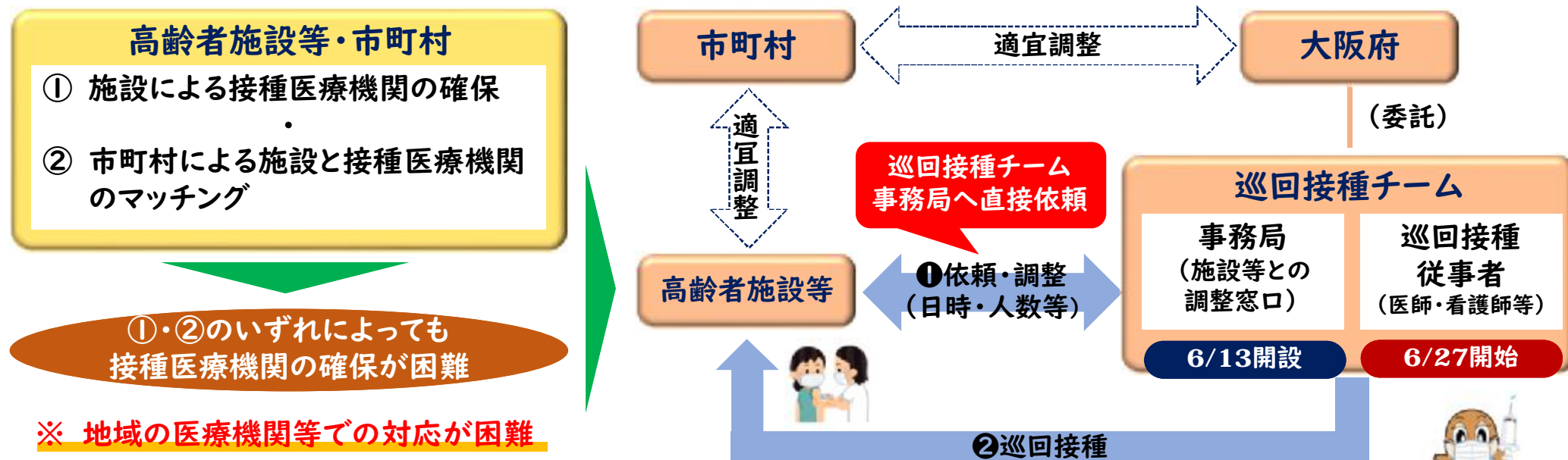
□ 高齢者施設等の範囲（詳細）

取組1・2・3のいずれも対象	取組1・2のみ対象（取組3は対象外）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険施設 <ul style="list-style-type: none"> • 介護老人福祉施設 • 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 • 介護老人保健施設 • 介護医療院 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法による保護施設 <ul style="list-style-type: none"> • 救護施設 • 更生施設 • 宿所提供施設
<ul style="list-style-type: none"> ○ 居住系介護サービス <ul style="list-style-type: none"> • 特定施設入居者生活介護 • 地域密着型特定施設入居者生活介護 • 認知症対応型共同生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等 <ul style="list-style-type: none"> • 障害者支援施設 • 共同生活援助事業所 • 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る） • 福祉ホーム
<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人福祉法による施設 <ul style="list-style-type: none"> • 養護老人ホーム • 軽費老人ホーム • 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他の社会福祉法等による施設 <ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む） • 生活困窮者・ホームレス自立支援センター • 生活困窮者一時宿泊施設 • 原子爆弾被爆者養護ホーム • 生活支援ハウス • 婦人保護施設 • 矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る） • 更生保護施設
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者住まい法による住宅 <ul style="list-style-type: none"> • サービス付き高齢者向け住宅 	

取組Ⅰ. 府巡回接種チームの創設（接種体制の確保支援）

市町村の接種体制を補完する観点から、接種医療機関の確保が困難な高齢者施設等に対し、府の巡回接種チームによる接種を実施

事業スキーム



接種体制

運営主体	府から委託を受けた医療法人（医療機関）	チーム体制	医師1名、看護師2名、事務員2名
チーム運用数	3チーム（依頼状況等を踏まえ最大5チームまで拡充）	接種可能数／日	120～250人（1チームあたり40～50人）
使用ワクチン	武田/モデルナ社	実施期間	令和4年6月27日（月）～令和4年9月30日（金） ※

※接種状況等により変更あり

取組Ⅰ. 府巡回接種チームの創設（接種体制の確保支援）

□ 府巡回接種チームの利用にあたって

【基本的な考え方】

- 本取組は、市町村の接種体制を補完する観点から、「①施設による接種医療機関の確保」「②市町村による施設と接種医療機関のマッチング」のいずれによっても地域の医療機関等での対応が困難な場合に、府巡回接種チームを派遣するものです。
- まずは、国の手引きに示す通り、市町村において接種場所の調整をお願いします。

（国手引きより抜粋）

ウ 接種場所の調整

市町村は、把握した以下の接種実施医療機関等の確保が困難な高齢者施設について、郡市区医師会の協力を得ながら接種実施医療機関等とのマッチングを行う。

- ・ 嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関等に該当しない場合における当該施設内での接種を希望する施設（主に介護老人福祉施設を想定）
 - ・ 当該施設内での接種を要するものの、訪問可能な接種実施医療機関の確保が困難な施設
- なお、市町村が設置した会場での接種や巡回接種のためのチームによる複数施設の同日接種も差し支えない。

【事務局への連絡】利用される場合は、施設から巡回接種チームの事務局に直接連絡のうえ、接種日時等を調整いただきます。

電話番号 072-247-5260

受付時間 平日午前9時から午後5時まで

開設期間 令和4年6月13日（月）～令和4年9月30日（金）

【巡回接種の概要】

項目	内容
実施期間	令和4年6月27日（月）から令和4年9月30日（金）まで
巡回日	実施期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
接種時間	午前9時から午後5時まで（施設への移動時間を含む）
接種対象者	原則として、施設に入所している4回目接種対象者
最小実施人数	原則として、最低5人程度（実施人数が多い施設を優先）

<1日あたりの巡回接種チーム数>

（依頼状況等により最大5チームまで変更あり）

実施週	チーム数
令和4年6月27日の週	1チーム
令和4年7月4日の週	2チーム
令和4年7月11日の週～令和4年8月29日の週	3チーム
令和4年9月5日の週～令和4年9月12日の週	2チーム
令和4年9月19日の週～令和4年9月26日の週	1チーム

取組Ⅰ. 府巡回接種チームの創設（接種体制の確保支援）に関するご質問等

Q1. (対象要件)「地域の医療機関等での対応が困難な施設」とはどのような施設か。具体的な要件がないと施設が混乱する。

- A1. | 本取組は、市町村の接種体制を補完する観点から、「①施設による接種医療機関の確保」「②市町村による施設と接種医療機関のマッチング」のいずれによっても地域の医療機関等での対応が困難な場合に、府巡回接種チームを派遣するものです。
| ①及び②によっても地域の医療機関で接種できない事情があり、巡回接種の活用を検討される場合はお問い合わせください。

Q2. (対象者)施設内に3回目接種の希望者がいる場合も接種対象となるのか。

- A2. | 原則として4回目接種が対象となりますが、施設内に3回目接種者がいる場合、あわせて接種いただくことは可能です。

Q3. (対象者)同一敷地内に通所施設があるが、その利用者も接種対象となるか。

- A3. | 原則として施設入所者が対象ですが、施設入所者へ巡回接種を行う場合、あわせて接種いただくことは可能です。

Q4. (最低人数)巡回接種は1人からでも対象となるのか。

- A4. | 最低人数の設定はありませんが、効率的な接種を行うため実施人数の多い施設を優先することから、原則として最低5人程度の接種希望者を確保していただくようお願いします(5人未満の接種希望についてもご相談ください)。

Q5. (最低人数)5人の接種希望者は4回目接種の施設入所者で確保する必要があるか。3回目接種や通所施設利用者も含めて差し支えないか。

- A5. | 3回目接種等の方を含めていただいて差し支えありません。

取組Ⅰ. 府巡回接種チームの創設（接種体制の確保支援）に関するご質問等

Q6. （接種券無し接種）接種券なし接種は可能か。

A6. | 本人及び施設の同意のもと、接種券無し接種も可能です。ただし、接種券到達後、速やかにご提出をお願いします（提出先は別途調整）。

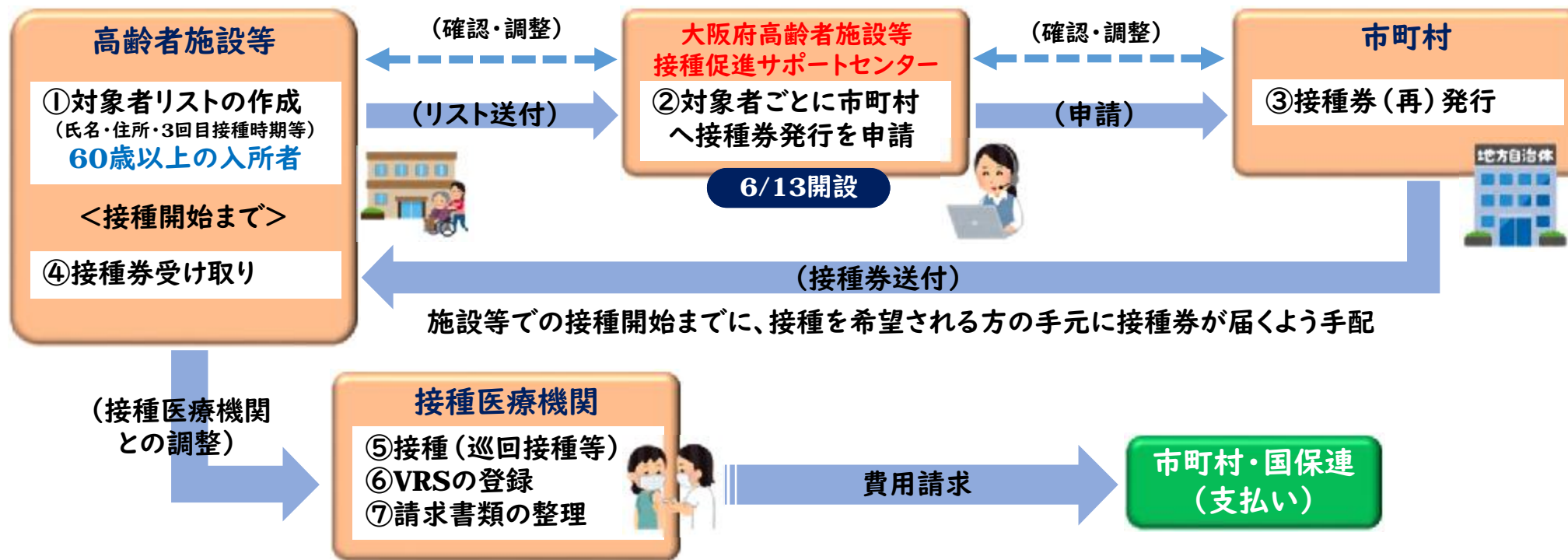
Q7. （ワクチン）ファイザー社ワクチンを提供するので、ファイザー社ワクチンを使用していただけませんか。

A7. | 委託業者との契約上、困難です。

取組 2. 接種券の代行手配（迅速な接種に向けた支援）

高齢者施設等における迅速な接種に向け、施設の事務負担の軽減を図るとともに、接種医療機関の協力がより得られやすくなるよう、府が設置する「大阪府高齢者施設等接種促進サポートセンター」において、接種券の手配にかかる事務を代行

事業スキーム



→ 府として、上記スキームのとおり「接種券ありの接種」について、迅速化を図る
加えて、「接種券なしの接種」についても安心して進められるよう、後日の確実な接種券回収をサポートすることで、接種券の有無によらず、施設等で迅速な接種が行われる体制を整備

※ 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する入所者の代行手配については、府個人情報保護条例に基づく手続き等が必要となるため、別途対応を検討

取組 2. 接種券の代行手配（迅速な接種に向けた支援）

□ 大阪府高齢者施設等接種促進サポートセンター（接種券代行手配）の利用にあたって

【基本的な考え方】

- 本取組は、あくまで施設からの希望に応じて実施するものであり、利用を強制するものではありません。
- 接種券発行の取扱いについて市町村と施設で予め調整されている運用が前提になるものと考えています。
(サポートセンターが利用される場面として、施設が所在する市町村以外に接種券の(再)発行を依頼する場合等を想定しています。)

【サポートセンター（接種券代行手配）の概要】

項目	内容
電話番号	06-6203-7080 ※1
メールアドレス	osc01@outlook.jp
開設期間	令和4年6月13日(月)から令和4年9月30日(金)まで
受付時間	平日午前9時から午後5時まで
対象者	国の手引きで示す「高齢者施設等」の入所者で4回目接種の対象となる方(現時点では60歳以上の方に限ります) ※2

<注意事項>

※1

- 取組3の施設用報告システム入力支援業務の電話番号と異なりますのでご注意ください。

※2

- 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する入所者の代行手配については、府個人情報保護条例に基づく手続き等が必要となるため、別途対応を検討中です。

【サポートセンターからの連絡】

- 施設からサポートセンターに対象者リストが到達した際は、サポートセンターから施設あてに受領確認メールを送付します。
(連絡は原則メールによるものとします。)
- サポートセンターにおいて市町村への接種券発行依頼を行った時点で、施設に対し依頼済のメールを送付します。
(概ね10日が経過しても接種券が届かない場合は、サポートセンターに連絡いただくよう案内します。)
- ※ 施設からの依頼内容に不備等がある場合は、別途調整いたします。

【接種券無し接種での利用】

- 接種券無しで接種を行う場合も、後日の接種券回収が確実なものとなるよう、サポートセンターによる接種券の手配も可能です。

取組 2. 接種券の代行手配（迅速な接種に向けた支援）

参考：対象者リスト（イメージ）

高齢者施設等 追加（4回目）接種に係る対象者リスト

大阪府知事 様

以下施設入所者について、居住市町村への接種券発行手続きの代行を依頼します。

「依頼日」（2000/1/1のように入力）

「法人名 施設名 代表者氏名」

施設情報	施設名（正式名称）	
	担当者氏名	
	〒（数字7桁、ハイフン不要）	
	所在地	
	電話番号（市外局番から入力、ハイフン不要）	

以下リストに記載のある者は全て、接種券発行手続きの代行依頼を行うため、施設から大阪府に対して個人情報を提供することに同意しています。

被接種者氏名	住民票に記載の本人情報				4回目接種の対象者となる理由 60歳以上である (選択)	接種日 (2000/1/1のように入力)	3回目接種状況			接種の方法 (いずれかを選択)	
	郵便番号 (数字7桁、ハイフン不要)	住所 (市町村名選択) 区名以下は次のセルへ	住所 (市町村以降)	生年月日 (2000/1/1のように入力)			ワクチン種類（いずれかを選択）			市町村の会場や 医療機関、職域 会場での接種	その他
							ファイザー（12歳以上用）	武田/モデルナ	武田（ノバベックス）		
1											
2											
3											
4											

取組2. 接種券の代行手配（迅速な接種に向けた支援）に関するご質問等

Q1.

（意義）既に市内に所在する施設とは接種券の取扱いについて調整を行っており、府が介入することで混乱が生じかねない。この事業を府がする意義はどのようなものか。

A1.

！ 本取組は、あくまで施設からの希望に応じて実施するものであり、利用を強制するものではありません。また、接種券発行の取扱いについて市町村と施設で予め調整されている運用が前提になるものと考えています。
！ また、施設入所者には施設所在地市町村以外に住民票を有する方もいると考えられ、このような方の接種券の代行手配により、施設の事務負担を軽減し、迅速な接種につなげることができると考えています。

Q2.

（意義）本市施設における代行対象者は、本市施設に入所する他市民に限定することは可能か。

A2.

！ 差し支えありません。各市町村の状況に応じて、最も円滑に接種できるようお取り計らいください。

Q3.

（必要性）各施設は必ず本支援策により接種券の手配を実施しなければならないのか。

A3.

！ 施設及び施設入所者の同意のもと、府が接種券の代行手配を行うものです。家族等を通じ接種券を確保できる場合や施設が希望しない場合にまで、本取組の活用を求めるものではありません。

Q4.

（他府県への依頼）他府県の市区町村に住民票を有する場合も対象となるのか。

A4.

！ 他府県に住民票がある場合も、代行して申請を行います。ただし、当該市区町村の判断により、接種券が発行されない可能性があります。

Q5.

（対象者）60歳未満で基礎疾患を有する者も代行申請の対象となるのか。

A5.

！ 「60歳未満で基礎疾患を有する者」の方は府個人情報保護条例の規定上、開設日時点では対象とできません。これらの方については、条例の趣旨を踏まえつつ、別途対応を検討しているところです。

取組2. 接種券の代行手配（迅速な接種に向けた支援）に関するご質問等

Q6. (不適切な申請) 接種間隔が5か月に到達していない者から代行申請の依頼があった際にも、接種券を発行する必要があるのか。

A6. | 接種間隔が(概ね)5か月に達していないなど、接種対象として認められない申請者に接種券を発行する必要はありません。

Q7. (不備対応) 申請書に不備があった場合、サポートセンターと調整するのか、施設と調整するのか。

A7. | 府サポートセンターへご連絡ください。

Q8. (依頼先の数) 代行申請先が1市区町村だけでも依頼できると理解してよいか。

A8. | 1か所だけでも代行申請を受け付けますが、事務負担の軽減に資するか施設でご検討の上、依頼してください。

Q9. (申請時期) 入所者で3回目接種時期が異なる場合、4回目接種の可能時期も異なるが、都度依頼してよいか。

A9. | 差し支えありません。希望者が速やかに接種できるよう希望者ごとに依頼してください。

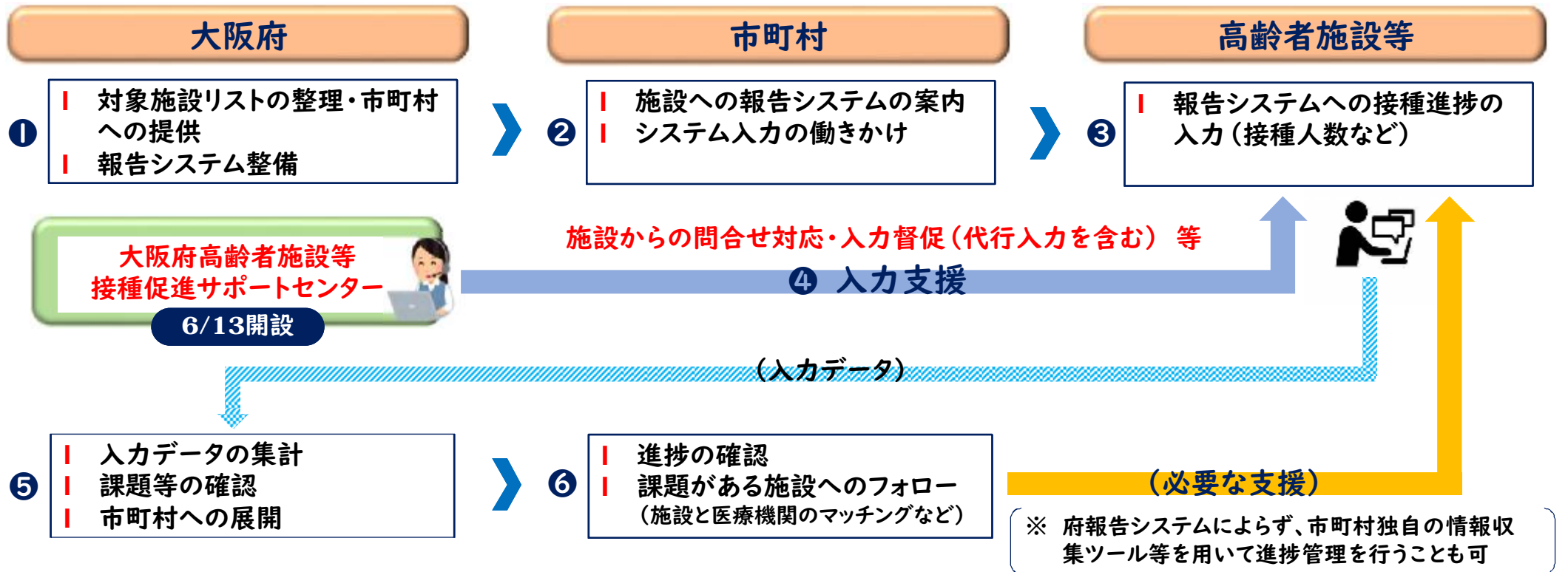
Q10. (3回目接種券) 本取組で対象としている4回目接種ではなく、3回目接種の接種券の代行手配は可能か。

A10. | 原則として、4回目接種を対象としていますが、個別にご相談ください。

取組3. 接種の進捗管理に係る市町村への支援

- 接種の実施主体である市町村における高齢者施設等の接種の進捗管理を支援するため、施設用報告システムを整備
- 「大阪府高齢者施設等接種促進サポートセンター」において、施設によるシステムへの入力を支援するとともに、府から市町村に対し、入力された実績等を定期的に提供する仕組みを構築

□ 事業スキーム



○ 府として、サポートセンターを通じた施設への入力支援を可能な限り行いつつ、市町村に対し随時の進捗管理を要請

取組3. 接種の進捗管理に係る市町村への支援

□ 接種の進捗状況の管理について

【基本的な考え方】

- 本取組は、令和4年5月19日付け国事務連絡「高齢者施設等における新型コロナワクチンの4回目接種について」で記載されている内容の主旨も踏まえ、重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者等について速やかな接種が行われるよう、実施するものです。
- 府が整備した報告システムの活用により、市町村における施設の接種状況等の把握を支援するものですが、本システムの利用は必須ではありません（府報告システムによらず、市町村独自の情報収集ツール等を用いて進捗管理を行うことも可）。
- ただし、府としては概ね2週間に1回の頻度で進捗状況を把握したいと考えており、府の報告システムを使用されない市町村においても、報告システムに準じた進捗状況の把握をお願いします（府への報告をお願いします）。

<参考> 令和4年5月19日付け国事務連絡「高齢者施設等における新型コロナワクチンの4回目接種について」（抜粋）

3. 自治体における進捗管理等について

各市町村においては、管内の高齢者施設等と密接に連携し、接種の進捗状況を把握し、3回目接種から5か月経過後の可能な限り早期に、より多くの希望する入所者等が接種を受けられるよう、施設の取組の進捗を管理されたい。3回目接種の際には、別添2（令和4年2月18日自治体説明会資料抜粋）にあるように、県が高齢者施設等での接種での進捗状況を把握し、速やかに接種を進めた事例がみられたところであり、都道府県は、管内市町村の取組について把握し、都道府県全体の高齢者施設等での接種の進捗管理をされたい。

4. 接種状況調査について

今後、3回目接種時と同様に、高齢者施設等での4回目接種について、接種状況調査を行い、結果を公表する予定であるので、ご了解願いたい。高齢者施設等での3回目接種は、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）進捗状況の実態再調査の結果について」（令和4年3月15日厚生労働省健康局健康課予防接種室等事務連絡）でお示したとおり、

- ・ **88%**の高齢者施設等で本年2月末までに、
- ・ **95%**の高齢者施設等で本年3月中旬までに接種が完了している。

こうした3回目接種の完了時期から5か月間経過する時期を念頭に、本年7月末までの接種の実施状況と8月末までの接種実施の見込みを調査し、公表する。調査にあたっては、都道府県において管内市町村の状況を取りまとめ、ご報告いただくことを予定しているところ、詳細については追って連絡する。これを踏まえて高齢者施設等における接種の進捗管理を行っていただきたい。

取組3. 接種の進捗管理に係る市町村への支援

□ 接種の進捗状況の管理について

【進捗把握調査スケジュール】

調査回	調査項目		入力期限
	接種実績(累計)	接種見込み(期間中の見込回数)	
初回	基本情報	—	6月17日(金)
第2回	～7月3日(日)	7月4日(月)～7月17日(日)	7月6日(水)
第3回	～7月17日(日)	7月18日(月)～7月31日(日)	7月20日(水)
第4回	～7月31日(日)	8月1日(月)～8月14日(日)	8月3日(水)
第5回	～8月14日(日)	8月15日(月)～8月31日(水)	8月17日(水)
第6回	～8月31日(水)	9月1日(木)～9月14日(水)	9月5日(月)
第7回	～9月14日(水)	9月15日(木)～9月30日(金)	9月20日(火)

- 実施にあたり、施設報告用ホームページを作成のうえ、各調査回の報告ページのURLを案内します。
- 市町村におかれましても、管内施設への周知をお願いします。

(入力例:第2回調査)

- ・7月3日(日)までの接種実績(累計) 及び
- ・7月4日(月)～7月17日(日)の接種見込み について7月6日(水)までに入力

※接種の進捗状況等を踏まえ、変更する場合があります。

【サポートセンター(施設用報告システム入力支援業務)の概要】

- 報告システムへの入力について、府が設定した期限までに入力がない施設については、サポートセンターより原則電話により督促を行い、必要に応じて代行入力を行うこととしています。
- 市町村におかれましても、国事務連絡の主旨を踏まえ、随時の進捗管理に努めていただきますようお願いいたします。

項目	内容
電話番号	06-6635-2420 ※1
メールアドレス	osc02@or.knt.co.jp
開設期間	令和4年6月13日(月)から令和4年9月30日(金)まで
受付時間	平日午前9時から午後5時まで

<注意事項>

※1

- ・ 取組2の接種券代行手配業務の電話番号と異なりますのでご注意ください。

取組3. 接種の進捗管理に係る市町村への支援

参考: 報告項目 (イメージ)

初回調査

施設名

施設名の一部を入力すると
該当施設が表示されます

施設名称

施設種別

施設所在市町村

施設名を選択すると
自動表示されます

施設担当者名

(担当者名を入力)

施設の入所定員数

(人数を入力)

入所者のうち4回目
接種希望者数

(人数を入力)

4回目接種希望者へ
の接種完了予定時期

(時期を選択)

接種依頼を予定して
いる医療機関名

(医療機関名を入力)

2回目以降調査

施設名

施設名の一部を入力すると
該当施設が表示されます

施設名称

施設種別

施設所在市町村

施設名を選択すると
自動表示されます

○月●日までの4回目
接種完了数(累計)

(人数を入力)

全ての希望者への
接種完了

(選択: 完了の場合チェック)

◇月×日~◇月▲日までの
間の4回目接種予定数

(人数を入力)

接種の課題

(該当項目を選択)

取組3. 接種の進捗管理に係る市町村への支援に関するご質問等

Q1. (本取組の活用)本市では高齢者施設等に対して週に1回の進捗報告を求める予定。府と市で二重の進捗管理を行うのは、施設の混乱が生じるが、府の進捗管理は必ず行うのか。

A1. | 市町村で府と同等の頻度(2週間に1回以上)で進捗管理を行う場合、府の施設用報告システムを施設へ案内する必要はありません。ただし、随時、府への報告をお願いいたします。

Q2. (調査頻度)府の調査は、どのぐらいの間隔で行うのか。

A2. | 2週間に1回、施設からの報告を求める予定です。

Q3. (督促)未入力の施設への督促は府で実施するのか。

A3. | 府が設置する「大阪府高齢者施設等接種促進サポートセンター」において督促を含めた入力支援を行いますが、市町村におかれましても、随時の進捗管理をお願いいたします。

Q4. (督促)インターネット環境がない施設にはどのように対応するのか。

A4. | 督促時に聞き取りを行い、サポートセンターで代行入力する予定です。

Q5. (情報共有)府の調査結果については、市町村にもフィードバックされるのか。

A5. | 府から情報提供を行う予定です。各市町村においては、その結果を踏まえ、更なる進捗情報の把握をお願いいたします。

接種の進捗管理に係る市町村への支援に関するご質問等

Q6. (情報共有) 府のデータベースに市町村もアクセスすることは可能か。

A6. | 施設用報告システムの管理上、困難です。

Q7. (情報共有) 収集した進捗状況の情報は府として公表するのか。市町村別の公表はやめて欲しい。

A7. | 収集した情報については、府ホームページ等での公表を予定していますが、市町村別の公表は予定していません。

Q8. (国調査との関係) 国から進捗状況の調査がなされるが、府で一括で回答するのか。

A8. | 府からの情報提供も参考にいただき、ワクチン接種の実施主体である市町村としての回答をお願いします。市町村からの回答を府で取りまとめのうえ、国に回答します。

取組の全体スケジュール

□ スケジュール(令和4年6月～9月)

取組	令和4年6月	7月	8月	9月
1. 府巡回接種	6/13 事務局オープン 受付開始	【接種状況等により巡回接種チーム数を変更のうえ運用】		
	6/27 巡回接種開始			9/30 巡回接種終了
2. 接種券代行手配	6/13 サポートセンター オープン 受付開始	【施設からの依頼に順次対応】		
				9/30 業務終了
3. 接種状況進捗管理	6/13 サポートセンター オープン	【接種状況調査（2週間に1回の頻度で実施）】		
	6月中旬 初回調査・ 入力支援	※国調査実施見込み	※国調査実施見込み	9/30 業務終了

※あくまで令和4年6月8日時点での予定であり、接種状況等により変更になる場合があります。

参考：市町村調査結果

U 国及び府から実施した市町村調査の結果を抜粋して掲載しています。

国調査：4回目接種の接種券発行方法について(5月20日実施)

府調査：4回目接種に向けた接種体制調査について(5月11日実施)

1. 基礎疾患を有する者等への接種券の発送方法

申請により発行	接種会場で発行	接種会場に据え置き	可能性が高い方へ送付	3回接種者全てに送付
34団体	0団体	3団体	7団体	9団体

2. 接種券無し接種の実施予定

実施予定あり	実施予定なし	課題
20団体	23団体	<ul style="list-style-type: none"> 接種対象者であるか判断が困難 接種券の回収が困難 など

3. 接種困難施設への対応

困難施設なし	困難施設あり	困難施設への対応	
		医療機関のマッチング	巡回接種の実施
19団体	24団体	17団体	14団体

4. 巡回接種の実施予定

実施予定あり	実施予定なし
22団体	21団体

5. 巡回接種予定箇所(複数回答)

高齢者入所施設	個人宅	高齢者以外の施設	高齢者通所施設
17団体	8団体	6団体	3団体

6. 接種券の様式

一体型	シール型
38団体	5団体

市町村のみなさまへ

- 大阪府としましても、高齢者施設の入所者等で希望される方の1日でも早い接種に向けて取り組んでまいります。
- 後ほど、今回の取組に係る通知文を発出しますので、市町村のみなさまにおかれましても、今回の取組の主旨をご理解いただき、衛生担当部局（ワクチン担当）と介護保険担当部局等で連携のうえ、対象施設への周知等についてご協力をお願いいたします。

<本取組についてのお問い合わせ先>

大阪府健康医療部 ワクチン接種推進課

市町村支援グループ 高齢者施設等接種促進担当

電話：06-4397-3542

Mail：vaccine-g02@gbox.pref.osaka.lg.jp